令和８年６月15日

群馬県内金融機関における成年後見制度関連手続の共通化について

あかぎ信用組合（理事長　坂口博樹）は、群馬県内に本店を置くすべての信用金庫および一部の信用組合と、成年後見制度関連手続に関する取扱いを下記のとおり共通化いたします。

当組合では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

記

１．共通化の目的

成年後見制度関連手続において、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なるなどの煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減することを目的としています。

２．成年後見制度関連手続を共通化する信用金庫および信用組合（金融機関コード順）

高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、
館林信用金庫、北群馬信用金庫、しののめ信用金庫、群馬県信用組合、
ぐんまみらい信用組合、あかぎ信用組合

３．共通化の概要

・ お客さまにご記入いただく「成年後見制度に関する届出書」等の書式の共通化
・ お客さまからご提出いただく確認書類（登記事項証明書等）の共通化

※本取組につきましては、成年後見制度に関する手続を共同で行うものではなく、これまで同様に各金融機関への書類の提出が必要となります。なお、お取引内容によりましては金融機関毎にお手続が一部相違する場合がございますので、詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。

４．実施日　2026 年 7 月 1 日（水）

以上

copyright (c) 2000/02/01～ AKAGI SHIN-YO KUMIAI all right reserved.

This page designed by ALON corporation